

証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和 2 年 5 月 14 日
令和 2 年 6 月 10 日改訂
令和 2 年 12 月 15 日改訂
令和 3 年 10 月 25 日改訂
日本証券業協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」¹において各団体が「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言²等³を参考に、業種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組みを進めることとされたことを受け、同会議の分析・提言に準拠して新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を整理したものであり、今後、会員の店頭・事務所内業務や顧客訪問等の業務継続の参考として整理したものである。

会員は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を参考に、各会員の事業形態や実情等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が解除された段階においても、新型コロナウイルス感染症の重症化や死亡に関するリスクが低減し、関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の会員の事業活動において、感染拡大状況や社会情勢の変化等を踏まえて用いられるべきものである。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を参考に作成したものであり、今後、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

¹ https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html 基本的対処方針はその後、累次の改訂がなされている。

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

³ 一般社団法人 日本経済団体連合会「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/094_guideline1.html

2. 感染防止のための基本的な考え方

金融資本市場は、投資者の資産運用の場及び次代を担う成長産業をはじめとする企業の資金調達の場として、我が国経済において重要な役割を担っている。証券会社は、その仲介者として、我が国金融資本市場の継続的かつ安定的な機能維持に最大限対応していくことが求められている。

会員においては、職場における感染防止対策の取組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がるとともに、こうした金融資本市場の継続的かつ安定的な機能維持にも繋がることが認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずるものとする。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実を図るとともに、顧客等への感染防止に努めるものとする。なお、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの感染防止対策等をさらに深化させる必要があることにも留意する。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・国・地方自治体・日本証券業協会などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・従業員がワクチン接種を希望する場合には、ワクチン接種⁴を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。

(2) 健康確保

- ・従業員に対し、健康観察アプリ⁵の活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を奨励する。出勤前に、体調の思わしくない従業員には、各種休暇制度の取得、医療機関での検査や受診を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、医療機関で受診させる。なお、直ちに医療機関で受診することができない場合に備

⁴ ワクチン接種については、厚生労働省ウェブサイトの「新型コロナワクチンについて」等を参照。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

⁵ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ健康観察アプリ」(<https://corona.go.jp/health/>)

え、厚生労働省認可の抗原簡易キット⁶を利用した検査をできるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備することが望ましい。検査で陽性だった者及びその接触者については行政検査を受けるように指示する。

抗原簡易キットの購入にあたっては、以下1～3が必要であることに留意し、また具体的な手順やキットの購入先リスト等については、事務連絡⁷を確認する。

- 1 連携医療機関を定めること
- 2 検体採取に関する注意点等を理解した従業員の管理下での自己検体採取をすること
- 3 国が承認した抗原簡易キットを用いること

- ・寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、入社判断を行う際には、学会の指針⁸などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・上記については、派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

(4) 勤務

- ・従業員が、顔の正面から一定の距離（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するよう努める。以下同じ。）を保てるよう、人員の配置について、例えば、座席

⁶ 厚生労働省・内閣官房「職場における積極的な検査の促進について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

⁷ 令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>)

令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

⁸ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第5版）などを参照。

配置などは広々と設置する、仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する。

- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために水道設備に石けんなどを配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、常時正しいマスク⁹の着用¹⁰に努めるよう徹底する。ただし、人との距離を十分確保できる場合には、状況に応じてマスクを外すこともできる。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。窓が開く場合 1 時間に 2 回以上、かつ、1 回に 5 分間以上、窓を開け換気する（寒冷期はこまめに、または常時小さく窓開けする等の工夫も考えられる）。なお、適切な空調設備を活用した常時換気も有効である。換気の効果を確認するうえで CO2 モニター等を活用する方法もある。また、フィルター式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも考えられる。
- ・オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、湿度 40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・従業員と顧客が頻繁に対面し、かつマスクの着用を徹底できない場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどでの遮蔽なども検討する。なお、透明ビニールカーテンなどの使用にあたっては、火災予防の観点から次の点に留意する。
 - ①火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - ②同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - ③不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

⁹ マスクは布やウレタンよりも、不織布の方が、効果が高いことが示されている。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ウェブサイト「いつでもマスク」

(<https://corona.go.jp/proposal/>)

¹⁰ 正しいマスクの着用方法等については、厚生労働省ウェブサイト「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」を参照。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないよう努める。
- ・顧客宅へ訪問する等、外出先で顧客と接する場合には、一定の距離を確保する、マスクを着用する等の対応を行う。
- ・出張については、地域の感染状況や出張先の感染防止対策に注意する。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベント、セミナー、講演会等（以下「イベント等」という）は、オンラインで行うことも検討する。
- ・会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に努める。また、椅子を減らしたり、机などに印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないようにしたり、会議の時間を短くしたりするなどの工夫をする。
- ・対面の社外の会議やイベント等については、感染防止対策などを確認したうえで、最少人数とし、マスクを着用する。
- ・テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン¹¹などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。
- ・オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化の推進に努める。

(5) 休憩・休息・飲食スペース、トイレ、設備・器具

- ・休憩・休息・飲食スペースでは、共有する物品（テーブルや椅子など）の衛生管理（定期的かつこまめな消毒等）、入退室時の手洗いを徹底するほか、一定の距離の確保、一定数以上が同時に入らない、テーブルの上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置する、換気を行うなど、3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐことを徹底する。また、施設の制約などにより、これらが困難な場合も対面で座らないようにする。
 - ・トイレは、共通のタオルの利用の禁止やハンドドライヤーの利用を控える等の適切な管理を徹底する。
 - ・ドアノブ、電気のスイッチ、ゴミ箱などの共有する設備・器具については、衛生管理（定期的かつこまめな消毒等）を行う。
- ※設備・器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノールなど、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。（別添の「参考」を参照）

¹¹ 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000683359.pdf>)等を参照

- ・適切なゴミの管理・処理に努めるとともに、作業する従業員は、マスクや手袋の着用や作業後の手洗い等、衛生面での管理を徹底する。

(6) 職場内への立ち入り

- ・取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要な範囲にとどめ、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求め、立ち入り者を記録する。

(7) 顧客に対する協力の要請

- ・発熱や風邪症状、濃厚接触（※）がある方の来店を控えてもらう。
※ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。以下同じ。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間※に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

※1 「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下参照）を呈した2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間、とする。

※2 「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間、とする。

<「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所 感染症疫学センター令和2年5月29日版）」>

- ・店内では椅子の間引きや来店予約制の検討等、顧客同士が一定の距離を保てる

ような対応を行い、また顧客にも協力を得る。

- ・来店時にはマスクの着用を促す。
- ・休止店舗、営業時間・コールセンター等受付時間変更等の情報を周知する。
- ・混雑状況によっては、入店をしばらくお待ちいただくことがあることを周知する。
- ・上記や自社の対応について、ウェブサイトでの公表や店頭ポスターの掲示を行うなど、顧客への周知を図る。

(8) 従業員に対する感染防止策の啓発等

- ・従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、政府・専門家の発表している感染リスクが高まる「5つの場面¹²⁾」、『新しい生活様式』¹³⁾の実践例」を周知するなどの取り組みを行う。
- ・デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、大声を控えることや、マスクを着用している場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知するよう努める。
- ・従業員に対し、新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAの利用を呼びかける。COCOAを通じて接触の通知を受けた従業員に対しては、検査とともに、検査結果が出るまでの自己隔離を促す。
- ・公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行などを徹底する。
- ・車輦内部など密閉空間においては、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底や可能な限り対人距離の確保等を図るよう努める。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、あるいは、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・濃厚接触した従業員には、自宅待機を指示する。

¹²⁾ <https://corona.go.jp/proposal/>

¹³⁾ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(9) 感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関の指示に従う。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒（別添の「参考」を参照）し、濃厚接触した従業員に自宅待機させる。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適切に取り扱う¹⁴。
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合

- ・ 保健所及び医療機関の指示に従うとともに、ビル貸主と連携して対応する。

(10) その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者は、地域の保健所の連絡先を把握し、保健所の聞き取りなどに協力する。

以 上

¹⁴ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

一般社団法人 日本渡航医学会 公益社団法人 日本産業衛生学会

職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド

第5版(2021年5月12日)

関係箇所^(注) 抜粋

職域の消毒

事業所における消毒の基本

- ・消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落としておくこと。
- ・アルコール消毒液（70%～95%が望ましいが、60%台の使用も可）もしくは次亜塩素酸ナトリウム溶液（0.05%）を用いる。
- ・トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム溶液（0.1%）を用いる。
- ・消毒は拭き取り（清拭）を基本とし、消毒剤の空間への噴霧は吸入の恐れがあるので行わない。
- ・必要に応じて適切な個人保護具（マスク、保護メガネ、手袋、ガウン等）を用いること。

(1) 通常の消毒

- ドアノブ、手すり、エレベーターのボタンやトイレ（便座、床を含む）などを定期的に消毒する。
- 消毒は少なくとも1日1回は行うこと（複数回の実施が望ましい）。
- 机や椅子、パソコン、電話機などは、退社直前に（共用であれば使用前後にも）各自でアルコールを用いた消毒をすることが望ましい。

(2) 感染者が発生した場合の消毒

- 保健所からの指示に従い事業者の責任で職場の消毒を実施する。
- 保健所からの指示が無い場合には、以下を参考にして消毒を行う。
 - 十分な換気を行ってから消毒作業を始める。原則として感染者の最後の使用から3日間を経過していない場所を消毒の対象とする。
 - 消毒範囲の目安は、感染者の執務エリア、会議室（机・椅子など、半径2m程度の範囲）。またトイレ、喫煙室、休憩室などの使用があった場合は、該当エリアの消毒を行う。

(注) 「職域のための 新型コロナウイルス感染症対策ガイド第5版」(2021年5月12日)における「職域における対策」「事業所における消毒」

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide210512koukai0528revised.pdf>